（様式第４－２号）

企　業　連　合　協　定　書

（目的）

第１条　当企業連合は、仙台市障害福祉事務センター運営等業務（以下「本業務」という。）を連帯して遂行することを目的とする。

（名称）

第２条　当企業連合は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　と称する。

（事業所の所在地）

第３条　当企業連合は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に事務所を置く。

（構成員の名称）

第４条　当企業連合を構成する者（以下「構成員」という。）は、次のとおりとする。

（１）　名称

（２）　名称

（３）　名称

（成立の時期及び解散の時期）

第５条　当企業連合は，令和　　年　　月　　日に成立し、その存続期間は本業務の委託契約に係る一切の事務手続が完了する日までとする。

２　前項の期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の代表者）

第６条　当企業連合において受注者は、構成員を代表する者（以下「代表構成員」という。）とする。

（代表構成員の権限）

第７条　代表構成員は、本業務の遂行に関し、当企業連合を代表して次の権限を有するものとする。

（１）　発注者と折衝する権限

（２）　代表構成員の名義をもって見積り及び契約締結、本業務に係る業務委託料の請求及び受領をすることに関する権限

（３）　見積及び本業務に係る業務委託料の受領に関する復代理人の選任についての権限

（４）　当企業連合に属する財産を管理する権限

（５）　その他本業務の遂行に関して必要となる一切の事項を執行する権限

（秘密の保持）

第８条　本業務に係る業務委託契約書（以下「契約書」という。）第５条における秘密の保持に関する規定の遵守について、構成員は連帯して責任を負う。

（個人情報の保護）

第９条　契約書第６条の個人情報の保護に関する規定の遵守について、構成員は連帯して責任を負う。

（再委託の禁止）

第１０条　契約書第７条における再委託の禁止に関する規定の遵守について、構成員は連帯して責任を負う。

（運営委員会）

第１１条　当企業連合は、構成員全員からなる運営委員会を設置し、本業務の遂行に関する協議を行うものとする。

（業務分担額）

第１２条　各構成員の本業務に係る業務の分担（以下「分担業務」という。）及び当該業務の分担に応じた分担額（以下「業務分担額」という。）については、運営委員会で定めるものとする。

（構成員の責任）

第１３条　代表構成員及び構成員は、各々の分担業務の進捗を図り、本業務を遂行するとともに連帯して責任を負うものとする。

（必要経費の分配）

第１４条　本業務の遂行にあたり必要とする経費は、運営委員会で定めるものとする。

（構成員相互間の責任の分担）

第１５条　構成員がその分担業務の遂行において、発注者及び第三者に対して与えた損害は、当該構成員がその損害を賠償する責任を負う。

２　分担業務の遂行において、構成員が他の構成員に損害を与えた場合には、運営会議において協議し損害の賠償の負担について決定する。

（権利義務の譲渡の権限）

第１６条　当企業連合は、発注者の承認がなければ、この協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

（委託契約の履行中における構成員の脱退等に対する措置）

第１７条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業連合が本業務の委託契約に係る一切の事務手続を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち、本業務の遂行の途中において前項の規定により脱退した者がある場合、残された構成員は連帯して当該構成員の分担業務の遂行の責任を負うものとし、発注者の指示に従い本業務の遂行を完了するものとする。

３　発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業連合に新たに構成員が加わることはできない。

４　第２項の規定により新たに生じた費用の分担については、運営委員会で定めるものとする。

（委託契約の履行中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１８条　構成員（代表構成員を除く。）のうち、本業務の遂行の途中において破産又は解散した者がある場合、残された構成員は連帯して当該構成員の分担業務の遂行の責任を負うものとし、運営委員会において業務の分担等を変更し、本業務を遂行するものとする。

２　代表構成員が委託契約の履行期間内において破産又は解散した場合には、発注者は契約を解除することができるものとする。この場合にあっては、発注者は必要に応じて損害賠償の請求を行うことができる。

３　第１項の場合においては、前条第４項の規定を準用する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１９条　当企業連合が解散した後において、成果品につき瑕疵があったときは、構成員全員が連帯してその責任を負うものとする。

２　構成員のうち、本業務の遂行の途中において第１７条又は第１８条の規定により脱退した者がある場合、残された構成員が前項に規定する責任を負う。

（協定書に定めのない事項）

第２０条　この協定書に定めのない事項は、運営委員会において定めるものとし、本業務の委託契約の履行に関し特に必要がある事項については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

上記のとおり、（代表構成員名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　他　　者は、（件名）仙台市障害福祉事務センター運営等業務委託に関する企業連合協定を締結したので、その証として本書　　通を作成し、構成員が記名押印のうえ、各自１通を保有する。なお、うち１通は仙台市提出分とする。

令和　　年　　月　　日

［代表構成員］　　住所（所在地）

（受注者）　　　商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

［構　成　員］　　住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印